



2026年6月15日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ デ ィ ア  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 賀 島 義 成  
(コード番号：3935 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 室 室 長 柏 原 聡  
(TEL. 03-5210-5801)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年6月15日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年6月30日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 30,000株
(3) 処分価額	1株につき618円
(4) 処分総額	18,540,000円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社取締役 2名 24,000株 当社子会社取締役 2名 6,000株
(6) その他	—

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2026年6月15日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

##### 【本制度の概要等】

対象取締役は、本制度に基づき、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、割当て

を受けた日から当社の取締役を退任するまでの間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には、当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

本自己株式処分にあたっては、割当予定先である対象取締役4名に対して金銭債権合計 18,540,000 円（「本金銭債権」といいます。）、普通株式 30,000 株を付与することといたしました。なお、本金銭報酬債権は、各取締役が、当社との間で、以下の内容を含む本割当契約を締結することを条件として支給いたします。

本割当契約の概要は、下記3. のとおりです。

### 3. 本割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本自己株式処分により割当てを受けた日から当社取締役を退任するまでの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他処分をしてはならない。

#### (2) 本割当株式の譲渡制限

- ① 当社は、対象取締役が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社取締役の地位にあることを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点において対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
- ② 上記①にかかわらず、本譲渡制限期間の満了の時点が、金融商品取引法施行令第2条の12第1号に定める場合に該当するために必要な期間その他法令の改正がされた場合におけるこれに相当する期間（以下「一定期間」といいます。）が満了する前である場合には、本譲渡制限期間の満了後においても、当該一定期間の満了までの間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

#### (3) 当社による無償取得

当社は、対象取締役が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日までの間に退任した場合、取締役会が正当と認める場合を除き、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。また、当社は、対象取締役について、職務執行に関し、刑罰を伴う法令違反行為があった場合その他の本割当契約に定める一定の事由に該当する場合には、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画、株式の併合、その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合あって、かつ当該組織再編等に伴い対象取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

#### (5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が東洋証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して東洋証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

#### 4. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年6月12日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である618円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以上